

## 対馬市委託業務成績評定書公表実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、対馬市が発注する建設工事にかかる委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の透明性を確保することを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 公表の対象は、対馬市委託業務成績評定実施要領第2条の規定による評定の対象となるものとし、委託業務成績評定書（様式第2号）、及び委託業務成績再評定書（様式第4号）（以下「評定書」という。）により行うものとする。

### (評定書の公表方法)

第3条 財政課において評定書の四半期毎分を閲覧により公表するものとする。

### (評定書の閲覧期間)

第4条 公表する評定書の閲覧期間は、3ヶ月間とする。

### (評定書の保存期間)

第5条 公表する評定書の保存期間は、5ヶ年（年度）とする。

### (説明請求)

第6条 原則として公表した評定書に関する説明請求は受付ないものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。